

甲賀市国民保護計画の変更概要（案）

1 変更理由

甲賀市組織・機構改編に伴い、本市国民保護計画に所要の変更を行うものです。

2 主な変更点

甲賀市国民保護計画 P 1 6 中段票中

「市長直轄組織」を「総合政策部」に改める。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、次のとおり、各部署の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部課室における平素の業務

市の各部課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を実施するものとする。

市長直轄組織	総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護訓練の計画・実施に係る総括に関すること。 国民保護計画・体制の見直しにかかる総括に関すること。 国民保護対策本部等の設置等に関すること。 特殊標章等の交付、許可に関すること。 国民保護に係る関係機関、関係部署の連絡調整に関すること。
	他の部局	甲賀市地域防災計画に準ずる業務に関すること。

2 市職員の参集基準等

(1) 市職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するため必要な市職員を迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、広域消防との連携を図り、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

ア 当日直による対応

宿日直者が国民保護に関する情報を得た場合は、即時、国民保護担当者に連絡を行うとともに、広域消防にもその旨通報するものとする。

イ 初動体制

職員の時間外においては、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）又は市緊急処理事態対策本部設置までの間、広域消防にその事務を委ねることとする。

(3) 市の体制及び市職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。